

# 上田しんきん さつき会 会則

第1条 本会は上田しんきん さつき会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、上田信用金庫の発展を側面より支援することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 金庫の事業に対する支援、協力
- (3) その他本会の目的達成のために必要と認められる事業

第4条 本会の会員は上田信用金庫を円満退職した役職員をもって組織する。

第5条 本会にこの会の事業目的を達成するため、入庫年度により細分した同期会を置く。

同期会の区分け、運営等については別に定める同期会会則による。

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹 事 若干名（各同期会より若干名）
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 上田信用金庫 理事長
- (7) 名誉顧問 上田信用金庫 会長ならびに会長経歴者
- (8) 相談役 若干名

2. 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 本会の役員の任務は次の通り定める。

1. 会長は本会を代表する。総会の議長は、会長がこれにあたる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 幹事は本会の運営を担当する。
4. 会計は本会の運営費、その他金銭の出納を行う。
5. 監事は会計監査の任にあたる。
6. 顧問、相談役は本会および同期会の運営について、各会長の諮問に応ずるとともに会議に出席して意見を述べることができる。

第8条 本会の役員の選出は次のように定める。

1. 会長は総会において、会員の中より選出する。
2. 副会長、会計、監事は会長が委嘱する。
3. 幹事は同期会より推薦し、会長が委嘱する。
4. 相談役は金庫役員および会員の中より会長が委嘱する。
5. 会長、副会長、会計、監事に欠員を生じた場合は、役員会の決議をもって補充し、任期は前任者の残任期間とする。
6. 幹事に欠員を生じた場合は、同期会会則5条4項に基づき補充する。

第9条 本会に次の機関を置く。各会の開催は次により運営する。

- (1) 総 会 3年に1回（臨時総会は必要に応じ）
- (2) 役員会 必要に応じ

第10条 会員は、終身会費として2,000円を納入する。

第11条 本会の事業経費は、会費・金庫からの補助金、その他の収入をもってあてる。会費は本会が事業を行う際に、必要に応じてその都度参加会員より徴求する。

第12条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条 本会の事務局は、上田信用金庫業務部に置く。

付 則 本会則は平成4年6月6日から実施する。

平成10年6月6日 改正。

平成14年7月13日 改正。

平成27年11月7日 改正。